

GeoTrust 依拠当事者規約

GeoTrust デジタル証明書（以下「証明書」という）の有効性を検証する前、GeoTrust のリポジトリからのいかなる情報又は GeoTrust によって発行した証明書失効リスト（以下「GeoTrust CRL」という）にアクセス、又は利用する前に、本サービス利用者は、本規約を必ずお読みください。本規約に同意なされない場合、GeoTrust CRL の使用を許可されないため、照会の提出及び GeoTrust CRL のダウンロード、アクセス又は使用をすることはできません。

1. 背景：本規約は、「証明書」を検索するため照会を提出する時、又は「GeoTrust CRL」のダウンロードによって「証明書」中に含まれる公開鍵に対応する秘密鍵で生成されたデジタル署名を検証するために照会を提出する時、又は GeoTrust のリポジトリ、GeoTrust のウェブサイトもしくは「GeoTrust CRL」が提供する情報やサービスを利用又は依拠する時に効力を生じます。

2. 定義：本規約で使われている用語は特に規定されていない限り、以下の意味を有するものとします。

「証明書」(Certificate) とは、本サービス利用者の公開鍵及びそれに対応する GeoTrust 又は GeoTrust 認定局により認証された情報を含むデジタル署名されたメッセージを指します。「証明書申請者」(Certificate Applicant) とは、認証局に対して証明書の発行を要求する個人又は組織を指します。

「証明書チェーン」(Certificate Chain) とは、エンドユーザ利用者証明書及び認証局証明書を含む、一連の証明書のリストを指し、ルート証明書で終了します。

「認証局」(Certification Authority : CA) とは、GeoTrust PKI (GeoTrust 公開鍵基盤) 内で証明書を発行、管理、取消し及び更新する権限を付与された機関を指します。

「未検証利用者情報」(Non-verified Subscriber Information) とは、「証明書申請者」から GeoTrust 又は GeoTrust 登録局 (RA) に対し送信された情報で、「証明書」に含まれるが GeoTrust 又は GeoTrust 登録局によって検証されていない情報を指します。当該登録局は、当該情報が「証明書申請者」から送信されたものであるという事実以外には何らの保証も行いません。

「登録局」(Registration Authority) とは、「認証局」から承認された主体であって、証明書申請において「証明書申請者」を支援し、証明書申請の承認又は却下を行い、「証明書」の取消し又は更新を実施します。

「依拠当事者」(Relying Party) とは、「証明書」又はデジタル署名に依拠して行為する個人又は組織を指します。

「リポジトリ」(Repository) とは、「依拠当事者」、「利用者」及び不特定多数の者が、GeoTrust CPS、利用者規約等を含むが、これに限らない、GeoTrust の資料のコピーを入手できる GeoTrust のウェブサイトの一部を指します。

「利用者」(Subscriber)とは、「証明書」の発行対象で、証明書が発行された者を指します。

「利用者規約」(Subscriber Agreement)とは、「登録局」によって適用される規約で、個人又は組織が「利用者」として行動するための諸条件を規定します。

「GeoTrust CPS」とは、適宜修正される、GeoTrustのウェブサイトから入手可能なGeoTrustの認証業務運用規程(Certification Practice Statement)を指します。

3. 十分な情報：依拠当事者は、「証明書」に含まれる情報に依拠するかどうかを選択するにあたり、その範囲を確実に決定するための、十分な情報へのアクセスを有していることを確認し、これに同意します。依拠当事者は「リポジトリ」の利用及び「GeoTrust CRL」の利用が本規約ならびに「GeoTrust CPS」に従うことを確認し、これに同意します。依拠当事者は、「証明書」中の情報に依拠するかどうかを決定する全責任を負うものとします。さらに、依拠当事者は、本規約に定める依拠当事者の義務に従うことを怠った結果から生じる法的責任を負うことを確認し、これに同意します。

4. GeoTrust証明書：本規約に従い依拠の対象となる「証明書」は、GeoTrust PKI内において発行されます。GeoTrust PKIは、さまざまなアプリケーションのための「証明書」を提供するグローバルな公開鍵基盤です。GeoTrustは、本PKI内のサービスプロバイダーで、全世界をカバーするサービス代行者及び提携企業のネットワークを運営しています。本規約に基づいて、GeoTrustは、各種の証明書サービスを提供します。GeoTrustの証明書サービスの詳細については、<http://www.geotrust.com/resources/repository/legal/>に公開されている「GeoTrust CPS」を参照してください。

5. 依拠当事者の義務：依拠当事者は、以下に定める義務を負います。

(i) 与えられた目的のために「証明書」を使用することが適当であるか否かを独自に評価した上で、「証明書」が実際に適切な目的に使用されるものであるか否かを決定すること。

(ii) デジタル署名の検証又はその他の暗号に関連する操作に関連して「証明書」に依拠するための条件として、適切なソフトウェア及びハードウェアを利用すること。当該操作は、「証明書チェーン」を特定すること、当該証明書チェーン中の全ての「証明書」のデジタル署名を検証することを含む。依拠当事者は、それらの検証手続が完了しない限り、「証明書」に依拠しないことに同意する。

(iii) 「証明書チェーン」中の全ての「証明書」と同様に、依拠当事者が依拠することを希望する「証明書」のステータスを確認すること。「証明書チェーン」中のいずれかの「証明書」が失効している場合、依拠当事者はエンドユーザ「利用者証明書」又は「証明書チェーン」中の失効した他の「証明書」に依拠しないことに同意する。

(iv) 前述の全ての確認が成功した場合に、依拠当事者は「証明書」に依拠することができるが、当該「証明書」への依拠は、具体的状況及び本規約第3条に基づき合理的なものであること。具体的状況により追加の保証が必要と認められる場合には、依拠当事者は依拠することが合理的とみなされるために必要な追加の保証を得なければならない。

6. 使用制限：GeoTrust PKIで発行される「証明書」は、危険な環境下における制御装置、機能停止が直接に死亡、身体障害、又は深刻な環境被害をもたらすフェイル・セーフ機能を必要とする核施設、航空・通信システム、航空管理、兵器管理システム等で

の利用又は再販用に設計されているものでも、意図されているものでも、又認められているものでもありません。GeoTrust 及びその「登録局」は「証明書」の使用の適切性を評価する責任を負わないものとします。依拠当事者は、「証明書」を本規約に定める制限を越えて利用又は依拠しないことに同意します。

7. セキュリティの危殆化：依拠当事者は GeoTrust の書面による事前の承認がない限り、GeoTrust PKI の技術的な実装について調査・妨害又はリバースエンジニアリングを行わないこと、ならびに、依拠当事者が GeoTrust PKI のセキュリティを危殆化させるような行為を意図的に行わないことに同意します。

8. 証明書の効力：依拠当事者は、適用される法律が許容する範囲で、取引が書面によることを要求される場合、「証明書」を参照することで検証可能なデジタル署名の付されたメッセージ又はその他の記録が有効かつ効力があること、及び当該メッセージ又はその他の記録が書面で交され署名されている場合と同等の法的効力があることを確認し、これに同意します。適用される法律に従い、デジタル署名又は「証明書」を参照して交された取引は、「証明書」が発行される地理的場所又はデジタル署名が生成もしくは利用される地理的場所にかかわらず、さらに「利用者」の営業場所の地理的所在地にかかわらず有効になるものとします。

9. GeoTrust の保証：GeoTrust は、「証明書」に合理的に依拠する依拠当事者に対し、以下のことを保証します。

(i) 「証明書」に含まれ、又は引用することにより当該証明書の一部となる全ての情報が、「未検証利用者情報」を除き、正確であること。

(ii) 「リポジトリ」に公表されている「証明書」は、当該「証明書」において「利用者」と表記されている個人又は組織に対して発行され、当該「利用者」がウェブサイトから当該「証明書」をダウンロードするか、又は当該「証明書」を含んでいる電子メールを「利用者」に対して送信することで、当該「証明書」を受領したこと。

(iii) 「証明書申請」を承認し「証明書」を発行する主体が、当該「証明書」を発行する時点において、GeoTrust CPS を実質的に遵守していたこと。

10. 保証の除外：依拠当事者は、GeoTrust のサービスを自己の全責任において利用することに同意します。依拠当事者は、本規約に特段の定めがない限り、当該サービスが全て「現状有姿」で提供されることに同意します。GeoTrust は、明示・黙示を問わず、商品性、特定目的の適合性及び第三者の権利を侵害していないことの保証を含め、その他いかなる保証も行いません。本規約第 9 条に定める保証を除き、GeoTrust は、当該サービスが依拠当事者の要件を満たし、当該サービスが中断せず、適時かつ安全又は誤りなく、提供することに対する、いかなる保証を行うものではありません。又、GeoTrust は、当該サービスの利用によって生じる結果又は当該サービスを通して取得した情報の正確性・信頼性についても保証しません。依拠当事者は、GeoTrust のサービス利用を通して資料又はデータをダウンロード等の方法により取得する場合、自らの判断と責任でこれを行うことを了解し、同意します。依拠当事者が GeoTrust 又は GeoTrust のサービスを利用して取得したいかなる助言又は情報も、それが口頭であるか書面であるかを問わず、本規約において明示的に定められているものを除き、いかなる保証もなされるものではなく、依拠当事者はそのような助言又は情報について、自己の判断により依拠するものとします。司法権の範囲において、ある種の保証の除外を認められないことがあり、上記の除外事項を部分的に適用されない依拠当事者が存在することがあります。GeoTrust は、依拠当事者が第三者から購入する製品・サービスにつき、責任を一切負担しません。

11. 免責：依拠当事者は、GeoTrust 及びその請負業者、代理人、従業員、役員、取締役、株主、関連会社及び譲受人を、次の場合に関連する又は発生する第三者の責任、請求、損害、費用（合理的な弁護士費用を含む）から免責するものとします。

(i) 依拠当事者としての義務の履行を怠った場合、(ii) 依拠当事者による「証明書」の依拠が当該状況下において合理的でない場合、又は (iii) 依拠当事者が、「証明書」が期間満了又は取消されていないかを判定するために「証明書」のステータスを確認するのを怠った場合。GeoTrust が第三者から告訴又はそのおそれがある場合、GeoTrust は依拠当事者に GeoTrust を免責する旨の確約書の提出を求めることができます。依拠当事者が確約書の提出に応じなかった場合、GeoTrust は本規約に重大な違反があったとみなすことができます。依拠当事者が GeoTrust のサービスを利用することに関して第三者から何等かの申し立てを受けた場合、GeoTrust は、GeoTrust の選択で弁護人を選定し、依拠当事者の費用負担で当該申し立ての弁護に参加する権利を有するものとします。依拠当事者は、全ての申し立てから GeoTrust を弁護する全責任を負います。ただし、いかなる申し立て事項の解決についても、依拠当事者は GeoTrust の書面による同意を事前に受理することが求められます。本条の条項は、本規約の解除又は取消し後も存続します。

12. 賠償責任の制限：本 12 条は、規約下の法的責任（保証違反を含む）、不法行為（過失及び／又は厳格責任を含む）及び他の法的又は衡平法上のいかなる形態の賠償に適用されます。依拠当事者が提供されたサービスに関し、本 12 条に基づき損害請求、訴訟、仲裁その他の法的手続きを開始した場合、依拠当事者及び第三者が「証明書」を使用するか、「証明書」に依拠することにより被った損害について、GeoTrust の賠償総額は、適用される法律が認める範囲で、当該「証明書」に対して支払われた対価の 2 倍を超えないものとします。

本 12 条で定める賠償責任の制限は、当該「証明書」に関連するデジタル署名、取引又は損害請求の数にかかわらず、変わることはないものとします。GeoTrust は依拠された各「証明書」につき、賠償制限総額の上限を超えて支払いを義務付けられることがないものとします。

13. 秘密鍵の保護：依拠当事者は、証明書中に含まれる公開鍵に対応する秘密鍵の盗難又は他の危殆化（これらの危殆化は発見されないこともありうる）の可能性があることに加え、盗難又は危殆化した鍵がデジタル署名の偽造に使用される可能性があることを本規約のもとに認識するものとします。

14. 準拠法：本規約及び本規約のもとに提供されるサービスに関連するいかなる紛争は、それぞれ法律の条項に相違のいかんを問わず、次の法律に準拠し、解釈されるものとします。(a) 依拠当事者が北米又は南米に所在する場合は、カリフォルニア州法に準拠、又は (b) 依拠当事者がヨーロッパ、中東又はアフリカに所在する場合は、英国法に準拠、又は (c) 依拠当事者が日本を含むアジア太平洋地区に所在する場合は、シンガポール国法に準拠します。国際動産売買国連条約は本規約に適用されません。

15. 紛争解決：依拠当事者は、法の許す範囲で、本規約に関連する紛争に関して訴訟の申し立て又は行政措置を講ずる前に、依拠当事者は GeoTrust 又は紛争相手当事者へ和解のための告知を行うものとします。依拠当事者及び GeoTrust の両者は、和解を通して当該紛争を解決することに誠意を持って取り組むものとします。最初の告知から 60 日以内に紛争が解決されない場合は、本規約に指定された適用法に従って当事者は法的手続きを取ることができます。

16. 分離可能性：依拠当事者は、本規約の条項が分離可能であることに合意します。本規約のいずれかの条項の全部又は一部が、無効又は執行不能であると判示された場合、当該条項は、本規約の残りの条項に影響を与えず、これらの条項は有効に存続します。この場合、本規約は、本規約を執行可能かつ有効にするために必要な範囲において、又適用される法律が認める範囲で、両当事者の当初の意図に合致するように変更されたものとみなされます。

17. 不可抗力：本規約に定める支払い及び損害賠償の義務を除き、地震、洪水、火災、暴風、自然災害、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本規約に定める義務の履行が停止、中断又は遅延した場合、いずれの当事者も本規約の不履行とはみなされず、他当事者に対して、これによる責任を負うものではありません。ただし、上記本 17 条の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、(i) 他当事者に速やかにその事実を書面で通知し（ただし、いかなる場合でも当該事実の発生を発見してから 5 日以内）、(ii) 通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。さらに、本 17 条に定める不可抗力事由が合計で 30 日間を超えて継続した場合、他当事者は、本規約を直ちに解除することができます。

18. 有効性：本規約は、依拠当事者が「証明書」に依拠し、本規約の対象に関するいかなる関連事項に対して、GeoTrust の CRL 情報に関するデータベースにアクセスし又はこれを利用する限り、有効なものとします。

19. 譲渡禁止：GeoTrust の事前の文書による明示的な同意がない限り、依拠当事者は本規約のもとに許諾された権利又は本規約を、全部又は一部を問わず、及び規約、法律等のいかなる行為によっても、譲渡しないものとします。本同意は、理由なく、保留又は遅延させることがないものとします。

20. 独立規約者：本規約の当事者は独立した規約者です。いずれの当事者も、他当事者の代理人、代表者又は提携先であってはなりません。いずれの当事者も、他当事者のためにもしくはその代理人として規約を締結したり、他当事者の義務もしくは責任を負担したり、又は他当事者を拘束する権利又は権限を持たないものとします。本規約は、当事者間で連携、合併又は提携関係を組成すること、又は他当事者に対していかなる提携責任又は義務を課すことと解釈されるものではありません。各当事者は、本規約の履行するための各自の費用をそれぞれ負担するものとします。

21. 通知：本規約に関し、依拠当事者から GeoTrust への全ての通知、要望又は要請は、書面により、以下の住所宛に送付されるものとします。

宛先：General Counsel .Legal Department, VeriSign, Inc., 350 Ellis Street, Mountain View, California 94043.

22. 完全合意：本規約は、GeoTrust と依拠当事者との間で意図された取引にかかわる完全なる了解及び合意を構成し、口頭・書面を問わず、本規約の主要な事項に関し GeoTrust と依拠当事者との間でなされた過去及び現在の全ての表明、了解、合意又は連絡事項に優先します。いずれの当事者も、本規約に明示的に定められていない保証、表明、確約又は勧誘に依拠してはなりません。条項の見出しは、参照の便宜のために挿入され、本規約の一部を構成するものでも、その解釈に影響を与えるものでもありません。本規約に含まれていない又は本規約と矛盾するいかなる購入注文における諸条件は、無効とします。

GeoTrust 依拠当事者規約第 2.0 版 (2010 年 8 月)